

いのちとくらしをまもる  
防災減災

令和4年5月19日  
仙台管区気象台

## 宮城県の洪水警報・注意報の暫定基準の運用見直しについて

宮城県の洪水警報・注意報の暫定基準について、令和4年5月26日(木)に一部市町等の暫定基準を廃止し、通常基準での運用とします。

「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」とそれに伴う津波による堤防や排水施設等の被害により、水害に対して脆弱性が残る市町等の一部領域に暫定基準を設けて運用していますが、今般、堤防や排水施設等の工事が完了し脆弱性が解消した市町等については、通常基準に戻すこととしました。また、その他の市町についても、復旧の状況に応じて、暫定基準の領域を見直しました(別紙参照)。

- 1 暫定基準を廃止する市町等  
仙台市東部、名取市、岩沼市、東松島市、山元町、松島町
- 2 暫定基準の適用範囲を見直す市町  
石巻市、気仙沼市、南三陸町
- 3 暫定基準の変更日時  
令和4年5月26日(木)13時

問い合わせ先: 仙台管区気象台気象防災部予報課 防災気象官 紺野  
電話 022-297-8134



洪水警報・注意報の暫定基準を廃止する格子及び継続する格子